

## 1. 計画策定の目的

- ・寝屋川市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、「寝屋川市障害者長期計画」を基本方針とする障害者施策を推進しています。
- ・また、「寝屋川市障害福祉計画・障害児福祉計画」を、障害者長期計画を具体的に推進するための計画としても位置づけて、現行計画は、第3次障害者長期計画と第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を一体的に策定し、自立支援協議会や市内連絡会を通じて連携を図りながらP D C Iサイクル(※)の考え方に沿って取り組むことで、計画的、体系的に事業・活動等を推進しています。
- ・この間、わが国では、社会保障制度改革の方向性として「地域共生社会の実現」や「全世代型社会保障への転換」が示され、社会保障制度全般の見直しを行いつつ、すべての主体が“わがごと”として参画して地域や暮らしをつくっていくよう、地域を基盤とした包括的な支援体制を、公と民、制度の枠などを越えて構築していくことが求められています。また、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）も、まちづくりをすすめるうえでの重要な視点となっています。
- ・平成30年度にスタートした国の障害者基本計画でも、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することが基本理念として掲げられ、施行から3年が経過し見直しが予定されている障害者差別解消法もふまえ、一人ひとりがいっそう“自分らしく”生活するための障害者支援を推進していく必要があります。
- ・寝屋川市は、平成31年4月に中核市に移行し、市保健所や社会福祉審議会の設置、社会福祉法人等の認可や指導監査の拡大などを通じて、市民ニーズにいっそう迅速・的確に対応した、特色のある施策を推進しています。そのなかで、「選ばれるまち」をめざし、住民の福祉の増進と基本としつつ、子育て世代の誘引する施策を重点化する、成長戦略型の新たな総合計画の検討をすすめています。
- ・あわせて、新型コロナウイルスによる感染症の影響により、日常的に必要なサービスの利用や社会参加が十分にできないことによる生活上の支障や経済的、社会的な問題も生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防やいざというときに的確に対応できる支援体制の構築なども検討していく必要があります。
- ・こうした状況に対応するため、取り組みの成果や新たな課題をふまえるとともに、本年度に改訂される総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画との整合性も図りながら、次期の障害福祉計画・障害児福祉計画を策定します。

(※) 計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

## 2. 計画の位置づけ

- ・この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく障害福祉計画と、児童福祉法（第33条の20）に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものであり、国や府が示す基本指針や寝屋川市の状況をふまえて策定します。
- ・寝屋川市では、障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者基本法（第11条）に基づいて策定した障害者長期計画を具体的に推進するための計画と位置づけており、「障害者支援の推進方向」の実現に向けて計画期間内に取り組むことを定めます。
- ・障害のある人の幅広いニーズに対応するため、まちづくりの多様な取り組みや各種施策等と連動させて障害者支援を推進するよう、寝屋川市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」と連動させるとともに、高齢、子育てなどをはじめとする他分野の計画との整合性にもいっそう配慮して策定するよう検討します。

## 3. 計画の期間

- ・この計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定します。

計画の期間

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	→
第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			→ 第7期計画へ	
第3次障害者長期計画						→ 第4次計画へ

## 4. 計画の策定方法

- ・この計画は、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定します。
- ・また、「寝屋川市自立支援協議会」の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等の意見を、計画推進委員会での検討などに反映します。
- ・当事者のニーズを広く把握して計画に反映するため、アンケート調査やヒアリングを実施します。また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施します。
- ・多様な分野が連携した取り組みを計画に位置づけていくため、庁内連絡会・ワーキングを通じて、関係課等で協議します。

## 5. 計画の進行管理

- ・この計画は、3年間に取り組む成果目標や活動指標をふまえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたPDCIサイクルによって推進します。
- ・この取り組みは、障害者計画等推進委員会で評価を行いながら、自立支援協議会、庁内連絡会等を通じて関係機関や庁内関係課等が連携し、取り組んでいきます。

## 6. 計画の構成と内容

- ・この計画では、「第3次障害者長期計画」で定めた「障害者支援の基本方向」（基本理念、推進において共有する視点）と、「障害者支援の推進方向」を継承し、その実現に向けて計画期間の3年間に取り組む推進方策として、「障害者・障害児支援の【成果目標】」と、「成果目標を実現するうえでの【活動指標】」を策定します。また、「計画期間に重点的に取り組む事項」は、【成果目標】に基づくPDCIのなかで効果的に推進するよう、【成果目標】のなかから設定するかたちにします。
- ・【成果目標】は、障害者長期計画を継続的に推進していくという視点に立って、基本的に現行計画の構成を踏襲しつつ、この間取り組みの成果や課題、社会・地域の状況や制度などの変化をふまえて見直しを行い、関連する取り組みを一体的に検討することで、いっそう効果的な推進を図るよう、次ページの表のように整理・統合を行い、現行計画の30項目を18項目に再編しました（現行計画の課題や取り組みで削除したものはなく、18項目の中に含まれる形で再設定しています）。
- ・【活動指標】（障害福祉サービスの見込量、地域生活支援事業の内容と事業量、障害児福祉サービスの見込み量）は、国や府が示す基本指針に基づき、現行計画に基づく利用実績や新たなニーズをふまえて推計を行い、設定します（【活動指標】の案は12月に開催する予定の第48回委員会でお示します）。

【成果目標】の再編の考え方

推進体系	現行計画の【成果目標】	次期計画の【成果目標】
1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	①多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進	①多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進
	②計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進	②「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 →分野を超えた「包括的な支援」も含めた相談支援体制を推進
	③基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実	③権利をまもり、差別や虐待を防止する取り組みの推進 →後見的支援、差別解消、虐待防止等の権利擁護を関連づけて包括的に推進
	④成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 ⑤差別解消への理解と配慮、調整の推進 ⑥虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実	
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	⑦地域生活への移行に向けた支援の充実 ⑧地域生活支援（拠点）システムの推進 ⑨精神障害者地域包括ケアシステムの構築	④地域生活への移行に向けた支援の充実 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実 →地域移行の取り組みを一体的に推進
	⑩多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保 ⑪重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 ⑫居住型サービスと住まいの確保への支援の充実 ⑬自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進	⑤多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実 →支援のニーズが多様化していることをふまえて、さまざまな取り組みを関連づけて推進
	⑭障害に配慮した健康づくりや医療の推進	⑥障害に配慮した健康づくりや医療の推進
3. ライフステージを通じた発達支援の充実	⑮子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 ⑯多様なニーズに対応する療育支援の推進 ⑰支援教育・高等教育、生涯学習の充実 →療育と教育の支援を継続的に推進	⑦多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 →体制づくりと取り組みを連動させて推進 ⑧支援教育・高等教育の充実 ⑨生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進
	⑱一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進 ⑲障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実	⑩障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 →体制づくりと取り組みを連動させて推進
	⑲福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 ⑳多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実	⑪福祉的就労や中間就労などの多様な就労の推進 ⑫多様な社会参加の場づくりと参加の支援
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	⑳「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 ㉑市民・当事者による地域での支えあい活動の推進 ㉒合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進 ㉓公・民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進 ㉔防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実	⑬「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進 →啓発と活動を連動させて推進 ⑭合理的配慮の視点でのバリアフリーのまちづくり ⑮安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全等の取り組み →安全・安心のまちづくりを一体的に推進
	㉕自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ㉖計画のPDCAサイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進 ㉗障害者支援の多様な人材の確保 ㉘情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保	⑯自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ⑰計画のPDCAサイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進 ⑱障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上 →人材確保とスキルアップを一体的に推進